

「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に対する意見

2022年9月5日
一般社団法人 日本貿易会
安全保障貿易管理委員会

経済産業省は、2022年8月9日、国際輸出管理レジーム会合の合意事項に係る改正及び規制の合理化・適正化に係る改正をすべく、標記政令案を公表した。安全保障貿易管理委員会は、これに対して各商社において不足のない対応を取るべく、以下の通り取り纏め、9月5日に経済産業省に提出した。

該当箇所	意見内容	理由
政令・省令・通達改正案76枚目(別紙5)「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達新旧対照表の「改正後」	「⑱ 外国ユーザーリスト(令和4年3月10日付け20220307貿局第2号)に掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる(利用される)旨が、その輸出(取引)に関する契約書又は輸出者(取引を行おうとする者)が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されていないこと、又は輸入者(取引の相手方)若しくは需要者(当該技術を利用する者)若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。」の下線部「され」を削除し、「記載若しくは記録されていないこと」に修正すべき。	原案の「記載され若しくは記録されていない」は、一読しただけでは前半部の「記載され」が否定を意味するものと直感されず、肯定を意味しているかの如き感覚を受けるため、誤解を避けるべく「記載若しくは記録されていない」に訂正すべきと考える。